

令和5年2月17日

第2回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 2 号

令和5年 第2回 定例会

日時：令和5年2月17日（金）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代
	委 員	福 田 雅
「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教育総務課長事務取扱	新 名 幸 男
	教育推進部参事	
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	宮 原 直 務
	教育指導課長	赤 津 一 也
	児童青少年課長	石 川 浩 司
	教育センター所長	木 口 正 和
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之
「書記」	庶 務 係 主 事	白 井 彦 喜

令和5年

## 第2回教育委員会定例会

令和5年2月17日（金）午後2時

場 所 第二委員会室

議事録署名人 福田雅委員

### 第1 議事録の承認

議事録第12号（令和4年第12回定例会）

議事録第1号（令和5年第1回定例会）

### 第2 議案の審議

第7号議案 文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

第8号議案 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則

第9号議案 令和4年度学校保健・学校給食に関する表彰について

### 第3 報告事項

(1) 令和5年度文京区教育委員会主要施策について (資料第1号)

(2) 令和4年度文京区教育研究奨励受給者の決定について (資料第2号)

### 第4 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、定刻になりましたので、第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず出席状況から確認させていただきます。委員は全員ご出席いただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、福田委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(はい)

## 第1 議事録の承認

議事録第12号（令和4年第12回定例会）

議事録第1号（令和5年第1回定例会）

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1、議事録の承認です。議事録第12号及び1号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がございましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

## 第2 議案の審議

第7号議案 文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は3件です。

第7号議案「文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第7号議案、文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、文京区インターネット施設予約システムにクレジットカード決済を導入するため、区長部局所管のインターネット施設予約システムの利用に関する規則の一部が改正されることに伴い、学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則の一部を

改正するものでございます。

インターネット施設予約システムの利用に関する区規則第7条第1項第2号では、クレジットカードによる使用料の納付が完了してないときに、インターネット施設予約システムによる新たな使用申請を行うことができない旨を規定しているため、学校施設においても、クレジットカードによる使用料の納付が完了してないときに新たな使用申請を行うことができないよう規則の一部を改正するものでございます。

なお、学校施設におきましては、現場の体制の問題等の理由により、クレジットカード決済の導入はいたしません。学校施設以外の施設においてクレジットカードによる使用料の納付が完了してないときに他の施設同様、学校施設の使用申請も行うことができないこととするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 改正後と改正前の条文だけしか見てないので、あれなんです、区規則第7条第1項第1号に「又は第2号」というのを今回つけ加える、そういう改正になるわけですね。もともと第1項第1号に該当するときというのは何を意味していたんでしょうか。

○学務課長 文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則の第7条の第1項は、過去の使用につき第9条の使用料を第10条第1、2項に規定する期限を経過しても納付していないとき、要はお金を払っていないときということです。納付書でお金を払っているんですけども、その納付期限にお金を払ってないときというのが今までの1号でした。今回加わったのが、先ほど部長のほうからお話があったように、今回クレジットカード決済が区の施設予約はできるようになりましたので、2のほうでは、クレジットカードを使用する方法により第9条の使用料を納付する場合において、第10条第3項に規定する手続きが完了していないとき、引き落としができていないとか、カードの申請がきちんとなされてないときということで、クレジットカード登録してあっても使えなかったときは、使用が制限されますよということでございます。

○坪井委員 わかりました。現金納付もできていなかったときか、クレジット納付もできていなかった、そういうことで同じ条項になったということですね。

○加藤教育長 クレジットの引き落としまで確認した上でということですね。

○学務課長 そうです。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

**第 8 号議案 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則**

○加藤教育長 続きまして、第 8 号議案「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 8 号議案、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、学園の使用日数につきまして、一般利用者のさらなる利便性を図るため必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。現在の 3 泊 4 日の限度日数を見直すために、第 6 条第 3 項において、「ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」の規定を加えるものでございます。

なお、施行日は令和 5 年 4 月 1 日ですが、改正後の限度日数において施行日前に申し込みが行えるようにするものでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜われますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○福田委員 そもそもこの施設はどういう団体がどういうときに使うのか、教えていただきたい。

あと、どういう場面を想定して今回この改正を入れたのかといったあたりをお願いします。

○学務課長 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園でございますけれども、基本的には、こちらの施設は小・中学校の児童・生徒が移動教室等で使う施設で、教育委員会が所管して持っている施設でございます。

学校だけでは当然使用し切れないので、学校が使わないときは一般開放をしております。そのときには文京区民の団体で、基本的には 10 名以上であれば利用できるということで規則に

も定めております。

この3泊4日というのは、もともと移動教室等で3泊4日を想定していて、それ以上使えないということにしていたんですけれども、最近は夏休みも学校の利用はないし、一般開放してもなかなか埋まらないこともあります。そこの利用をさらに広げるという意味合いもあって、例えば4泊したい、5泊したいというお話が今までもあったんですが、3泊しかできませんよということでお断わりしていたこともありましたが、せっかく来ていただけるチャンスがあるわけですから、そこを柔軟に対応しようということで、今回この規則の改正をさせていただきました。

○加藤教育長 教育委員会が特別の理由があると認めたときというのは、個別案件ごとに決裁か何かでやるということですね。

○坪井委員 文京区内の10名以上が所属する団体として高原教室を利用するというのは、どういう団体が想定されているんですか。

○学務課長 基本は文京区内のスポーツ団体が多いんですね。あとは、青少年健全育成会がそこで事業をしたり、幅広く使ってはいいただいています。基本的には学園の中の施設は、宿泊施設プラス体育館、運動場とかなり広いので、そこをご利用いただけるようにしております。もともと文京区の規則上では、10名以上という縛りでやっていますけれども、指定管理者がここを管理しておりますので、指定管理独自事業ということで家族、少数人数でも対応できるように今しております。昨年からスタートしたんですが、夏休みに移動教室で来たお子さんが、再度親と一緒にキャンプするような形で来たりということもできるようになっています。利用の幅を広げるべく我々としてもせっかくの施設なので、区民の皆さんに使っていただきたいということで、顧客の拡大といいますか、広げているところでございます。

○加藤教育長 10名以上というのは規則で決まっている？

○学務課長 条例です。

○加藤教育長 そこについては、どこかの機会を見て変えていくことがあればということで、今は運用でそうやっているということですね。10名以上というのはハードルがありますからね。

○清水委員 使用料はどうなっているんですか。

○学務課長 移動教室は無料なんですけど、文京区民でしたら、一般料金としては1泊2800円です。10名の団体の中に区外の方がいらっしゃる場合もありますので、基本的には、10名全員が文京区じゃなくても代表者が文京区の方で、区外の方が入っている場合は5200円となって

います。食事が別途で、朝御飯が 700 円、夜御飯は、食事が普通に出されるパターンとバーベキューと選べるので、料金はちょっと違いますが、比較的リーズナブルに滞在できるようになっています。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第 9 号議案 令和 4 年度学校保健・学校給食に関する表彰について

○加藤教育長 続きまして、第 9 号議案「令和 4 年度学校保健・学校給食に関する表彰について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 9 号議案、令和 4 年度学校保健・学校給食に関する表彰につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

1 の健康努力児童・生徒表彰候補者ですが、小学 6 年生、中学 3 年生を対象として、小学校 59 人、中学校 26 人の計 85 人でございます。書面による表彰審査会を開催し、候補者として選定いたしました。3 ページの別紙 1 に、学校名と候補者氏名を記載しております。

次に、2 の学校保健優良校表彰でございます。表彰候補校は、小学校 2 校で、金富小学校及び汐見小学校です。中学校は 1 校で、第三中学校でございます。同じく書面による表彰審査会を開催し、候補校として選定いたしました。

2 ページをごらんください。次に、3 の学校給食優良校表彰です。表彰候補校は、大塚小学校です。これも同じく書面による表彰審査会を開催し、候補校として選定いたしました。

5 ページの別紙 2 から別紙 4 の 8 ページまでは、それぞれの表彰要領等を添付しております。

なお、昨年度の文京区学校保健会総会において、当面の間、表彰は各学校で実施することが決定しております。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 各審査が書面で開催されたということでしたけれども、もう少し詳しく教えてい



ただけないでしょうか。

○学務課長 表彰するに当たっては、「健康努力児童・生徒」表彰要領がありまして、そちらのほうで、対象年齢が、区立小学校の6年生、中学校であれば3年生在学の児童・生徒。審査の内容といたしましては、各学校のほうから表彰候補の児童・生徒を推薦していただきまして、それに基づき決定するというものでございます。その推薦基準は、健康について積極的な努力をして成果を上げている児童・生徒です。その健康努力児童・生徒の推薦書を書いていただいて、我々のほうで書面審査をしたものでございます。

例えば、推薦理由の1つに、日ごろからスポーツに親しみ、心身を鍛える活動をしてきたとか、誰に対しても優しい態度で接している、何事にも真面目に取り組んでいる、欠席が少なく、規則正しい健康的な生活を送っている等々が、小学校の場合の推薦理由になります。また、中学校であれば、心身ともに健康で欠席が少なく、クラブ、生徒会で活躍している、持病を抱えているが、病気と向き合って生活している、真面目に積極的に取り組む生活態度が他の生徒の模範となっている、こういったもので判断をして、各学校のほうで候補者を出していただいているところでございます。

また、各学校の表彰につきましても、学校での取り組み等々を出していただいて、それに伴い審査をするという形をとっております。

○坪井委員 これが候補者名簿になっているということは、表彰する子がここからまた決定されるということですか。

○学務課長 この候補者がこれで決定でございますので、この方々が受賞するという形になります。

○加藤教育長 1ページ目の1の(3)のところの審査結果、別紙1の児童・生徒について、適切であると認め、候補者として選定した。3ページの別紙1のタイトルは候補者ですけれども、別紙1の候補者名簿の中の児童・生徒がそのまま。

○学務課長 こちらに記載のとおり、この候補者を皆さんにお認めいただければ決定するという形になります。

○坪井委員 その候補者については、各学校からクラスごとの人数で推薦されてきているようですが、その書面審査のときには何人かいて、その中から選ばれているんですか。それとも各学校、この人数で推薦されてきてということになるんでしょうか。書面審査といっても、確認する程度ということになるんでしょうか。

○学務課長 我々も直接子どもたちを見ているわけではないので、基本的には学校がこの要領に基づいて上げていただいたものに不備がないか確認をするという程度でございますので、基本的には学校のほうで決めていただいたものを表彰していくという形になります。

○清水委員 学校給食優良校表彰に関してですけれども、要領を見ると3校以内となっております。今回は1校ですし、過去も1校か2校というところですが。基準に満たないから3校にならないのか、あるいはそのほかの理由で1校になっているのか、その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○学務課長 基本的には3校以内ということで我々も考えていますが、特に優良と判断するときに、できれば3つぐらい選びたいんですけれども、審査に出てきたものが毎年やっているのと変わらない内容もあるので、そこは厳正に審査をしているといいますか、特に広く優良だと認められるところに出したいと思っております。そこはきちんとチェックはさせていただいています。最大3校までは出せますけれども、毎年大体そのぐらいの数かなというところで今、落ちついています。

○清水委員 では、応募してくる学校はもっとたくさんあって、その中から1校選ばれているということですね。毎年3校選ばれるように頑張っていたきたいというのが私の思うところでは。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第3 報告事項

#### (1) 令和5年度文京区教育委員会主要施策について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は2件になります。

1件目が「令和5年度文京区教育委員会主要施策について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 それでは、資料第1号に基づきまして、令和5年度文京区教育委員会主要施策について、報告をいたします。

初めに、リード文のそもそも主要施策はという部分の説明になります。本区の教育委員会におきましては、教育ビジョンや教育目標の実現に向けて策定された教育指針にのっとり、毎年度主要施策を定めて総合的に教育施策を推進しております。

そして、なお書きの部分にありますとおり、主要施策の取り組み状況につきましては、翌年度事務局において点検・評価を行って、本委員会や議会へ報告を行っております。

次に、来年度の主要施策の内容について、ご説明をいたします。

1「学校教育等」につきましては、教育指針の4つの視点ごとに全部で13の主要施策を定めております。

まず、視点1につきましては、①「新しい未来に向けた教育活動の推進」として、ICTの活用による授業や家庭学習を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実してまいります。

次に、視点2については、①「確かな学力の定着」として、英語教育の拡充。②「豊かな人間性の育成」は、人権教育の充実。③「健康・体力の増進」は、体力アップトレーナー等の配置による体力向上の推進。2ページに移っていただきまして、④「保・幼・小・中の連携・接続」は、情報交換や研修等による異校種への理解の促進。⑤「特別支援教育」は、研修等による特別支援教育についての理解の促進を図ってまいります。

次に、視点3については、①「家庭・地域と連携した学校・園づくり」については、地域と学校との連携・協働による教育活動の充実等。②「家庭教育への支援」については、各種講座による親子の育ちを支援してまいります。

次に、視点4については、ソフト・ハードの両面からの環境整備になります。①「教員の資質・能力向上、教育に専念できる工夫」については、年次や職層等に応じた研修の実施による職員育成。②「安全・安心な学校生活のための危機管理体制」は、新システムへの切りかえによる緊急情報伝達体制の整備。3ページに移っていただきまして、③「子どもたちの課題に対する専門的なアプローチ」については、学校内の居場所への指導員配置等による不登校児童・生徒の支援。④と⑤については、引き続き学校施設の整備を進めていくというものでございます。

最後に、2「図書館」につきましては、ICT化の推進等による利便性の向上や小石川図書館の改築に係る基本計画の策定を行ってまいります。

資料第1号については、以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 今いただいていること自体については、よくよくわかります。ごく最近、私、GIGA 構想における現在の小学校・中学校の実践についてという講義を受けました。その中で、恐らく先進的にやっている国立の学芸大の竹早で行われている小学校の教室風景とか授業風景のいろいろご報告を聞いて、「オー、すごいんだ」と思ったわけです。

私も何度か文京区の小学校の ICT 教育がどのくらいやられているか、1人1台のタブレットをどういうふうに使っているかを見て、それだけでもすごいなと思っていましたが、今、既に国のほうで進めているリ構想というのは、さらに、例えば、教室が普通教室とオンラインを使う ICT の教室は全く別にあって、全体の画面が1つと、しかも2つぐらい別にスクリーンがあって、そこで使う。だけれども、普通教室じゃないとやっぱりできない。子どもたちに計算の経緯や何かを一つ一つちゃんとわかってもらわなきゃいけない授業は板書が必要である。全てパワーポイントでパッパッパと出てくればいいというものじゃない。科目によって、授業内容によって、普通教室とオンライン教室を分けるとか、私も頭に入り切れないほどすごく進んでいるんだということを見たんです。

例えば、文京区が、学校運営に適（△）した学校規模で普通教室の増設と書いていらっしやいますけど、ICT 教育との兼ね合いから見た普通教室とオンラインを使える特別教室の配置とか、今すぐやるかどうかは別としても、何を目指していくかということについて、今、先進的な GIGA 構想の行われている小・中学校の実態を学びつつとか、そういう方に来ていただいてやっているのかということも含めてもう一度伺いたいなと思いました。同じように小学校でやっているところがあるという現実があったものですから。

○教育指導課長 今、坪井委員ご指摘のとおり、委員はこの間も小・中学校を実際に参観していただいて、以前に比べ ICT 教育が推進されているところをご覧いただいたとおりでと思います。ただ、竹早はいろいろと、タブレット端末だけじゃない、環境を整備しているということは私も聞いておりますので、さらに先駆けたことを行っているんだと思います。

文京区においても、今、1人1台端末を入れて、区内だけでなく、他地区の学校の子どもたちと交流し、授業をして意見交換するということもできつつありますので、そういった部分ではかなりいろいろな学びがこれから充実してくる環境は整ってきていると思います。

ただ、今、委員からご指摘のようなことについては、施設の整備との関係もありますから、今後そういったことも引き続き研究しながら考えていく必要があると思います。

○教育推進部副参事 あと、教室増対策のほうにつきましては、現在は区内の児童数がふえていることと、学級編制の対応として、義務教育の標準法の改正で、いわゆる 35 人学級の対応が必要にな

ってきておりますので、ここに載せている教室対策というのは、そちらの普通教室確保のほうを中心に進めているところがございます。

一方で、現在2校の改築検討委員会において、老朽化した校舎そのものを改築していくということで検討を進めておりますが、その場合には必要な教室の確保、諸室はどういったものにするかを地域の方も交えて相談して、新しい教育環境に沿った部屋を確保していくことで検討を進めているところではございます。

**○坪井委員** 今おっしゃった他の学校との交流を実際にされているということですが、そこで私が拝見したのは、農業生産者と小学生がつながって直接にオンラインでお話をしながら授業を進めていくとか、いろんな意味でオンラインが使えるんだなと思いました。

それとともに、そうしたときに、これは安全の部分に入るんじゃないかと思えますけど、リテラシーの問題です。子どもたちが1台端末を持つことによって、いじめの問題も含めて、起こっていく負の部分に対する対応というのは、バランスよく真剣にやっていかないと子どもの安全が守れない時代になっているので、そのあたりの安全体制はどこに入るんでしょうか。視点1の①の「教育活動の推進」のところにメディアリテラシーも含めたICTリテラシーが入ってくるのか、それとも、視点4の②の危機管理体制のほうに入ってくるのか、その辺の視点はどうでしょうか。

**○教育指導課長** 今、坪井委員がご指摘のことは、どちらかというと視点1、教育活動の中で子どもたちに情報リテラシーを身につけていくことになりますから、そこは位置づいています。これは、例えば、情報教育を進めていく上では、今言ったように使い方であるとか、モラルという部分については、あわせて指導していかなければいけないので、そのところは、学習指導の内容として行っているところでございます。

**○坪井委員** 視点4の③「子どもたちの課題に対する専門的アプローチ」です。NPOと連携したオンラインシステムを利用した不登校の子どもさんたちの対応を行っているということなんですが、それがどんなふうに行われているのかを教えてくださいたいことと、子どもたちが欠席をしているときにオンラインでつながると、システムのことかもしれないですが、どっちにカメラが向いているかということで、先生だけが見えて友達が見えない、先生の声は聞こえるけれども、友達が何を言っているか見えないとかいうことが起きているらしいんですね。そういうことを聞くんです。その辺の、NPOが入ることによって、欠席している子どもがどれほど臨場感を持って教室にいるような授業が受けられるのか、技術的なことも含めた現状を教えてくださいたいと思います。

**○加藤教育長** その前に、今、坪井委員が言われているのは、教室の中で、例えばお休みになった

子どもが家庭にいて、その授業の様子を見るときにカメラがしっかり向いてなくて置いてきぼりになってしまうという話ですね。それは教室の中の話で、それについては、当初そういった課題もありましたが、教員のほうもそこは課題として捉えていて、そういうことがないように少しずつやっているとは聞いています。また、ICT支援もそこに入っています。

ここはまたそれとは違う話なので、教育センターからの説明になります。

**○教育センター所長** こちらにつきましては、令和5年度から新規の取り組みとして今準備しております、NPO法人のカタリバという、青少年プラザの運営なんかもやっているところですが、こちらのほうでオンラインシステムを活用した取り組みをしており、それと連携して活用するものです。具体的にはオンライン上で、児童・生徒さんがさまざまな学習プログラムで学習できたり、カタリバで雇用しているスタッフがいろんな相談を受けたりといったことがオンライン上でできるものでございます。

こちらについては、不登校の児童・生徒さんというよりは、その手前段階といいますか、通常の学級で生活する中でいろいろな課題があつてなじめないでいるようなお子さんが、こういった通常の学級とは別にオンライン上で学ぶ環境、相談できる環境を用意することで、その人に合った新たな追加の学びの場が設けられて、その子にとっての安心であったり、安定につながっていくところを目指して令和5年度からスタートするものでございます。

**○坪井委員** 不登校対応ではなくてとおっしゃったんですか。不登校の子どもたちではなくて、普通の子どもたち、通学している子どもたち。

**○教育センター所長** 通学できているお子さんでも、通学する上で学校生活においていろんな課題があつたりして、だんだん通学しにくくなったり、学級になじめにくくて思い悩んだりといった段階のお子さんもいますので、主にそういった児童・生徒の支援につながるようなところでこのシステムを活用できればと考えております。

**○加藤教育長** 不登校とその手前というのは境目がなかなかないんですが、不登校は明らかに学校に来られない。一回不登校になると再度学校に来るといのは大変なので、そうならないように、その前の段階、教室の中でなかなかなじめないとか、学校までは来られるが、登校しぶりじゃないけど休んじょう日もあるとか、そういう子どもたちの心の安定とか自分のレベルに合った授業の提供といったことで学校の中にしやすい場所をつくるという話です。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

## (2) 令和4年度文京区教育研究奨励受給者の決定について

○加藤教育長 続きまして、「令和4年度文京区教育研究奨励受給者の決定について」。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第2号によりまして、令和4年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について、ご報告を申し上げます。

文京区教育研究奨励事業実施要綱に基づき、区立幼稚園、小・中学校の教職員で優秀な研究成果を上げた者に対して授与するものでございます。

本日は概要をご紹介します。

個人奨励の丹羽賞でございますが、受賞者は青柳小学校西村宗祐主幹教諭でございます。研究主題は、「主体的・対話的で深い学びを支える教師の働きかけ」となっております。本研究は、変化の激しい未来を生きる子どもたちに求められる資質・能力を育む授業を実現するため、評価を生かしながら教師の指導改善を図るものとなっております。都内だけでなく、奈良県や富山県の小学校でも行った授業観察をもとに、比較したり分類化したりして分析をし、子どもの持続化や思考を支える教師の働きかけについて研究を深めたものとなっております。

続いて、グループ奨励の石黒賞でございますが、受賞者は、第八中学校土井佳奈校長・他4名のグループでございます。研究主題は、「協働によるICTを活用した指導の実践と効果の検証」となります。1人1台のタブレット端末が本格的に導入されてから2年目を迎え、本研究では、ICTを活用すること自体が目的化しないよう効果的に活用した指導の実現を図るための研究となっております。多様な経験を持つ教員の指導力を生かし、生徒理解を深めた上で、最適なICT活用、生徒一人一人の特性や課題に即した指導の実現を目指し、ICT活用能力の向上や校内全体で取り組む組織的な対応について研究を深めたものでございます。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 今、研究の概要についてご説明いただいて、大変興味深い研究テーマが受賞されたんだということがわかったんですけども、この内容をどこかで公表していて、ほかの先生方や我々が見るようなことはできるのでしょうか。

○教育指導課長 この研究については冊子にまとめて各学校にお配りし、それを活用していただくようにしていきたいと思っております。委員の皆様にもいずれまとまった段階で、電子データという形になるかと思っておりますが、お送りさせていただきますので、ご覧いただいて何かあればご意見等いただ

ければと存じます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

#### 第4 その他の事項

○加藤教育長 そのほか、何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第2回の定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(14 : 40)



令和5年2月17日

議事録署名人

教育長

委員